

緊急時の受入体制の進捗と 今後の予定について

福祉保健部 福祉課

1 地域生活支援拠点等に関する緊急時の受入体制の整備状況について

※一部更新

地域生活支援拠点等の三条市の機能の状況（代表的なもの）

- 1 相談 …指定・委託相談支援事業所整備、令和3年度に基幹整備
- 2 緊急時の受入れ・対応 …市内短期入所事業所及び長久と緊急時の受入れに関する協定
- 3 体験の機会・場 …市営住宅を1室確保し一人暮らしの体験の機会を提供
- 4 専門的人材の確保 …地域自立支援協議会にて各種研修会実施
- 5 地域の体制づくり …地域自立支援協議会にて地域の課題整理及び資源の活用

三条市の整備の形態

多機能拠点整備型 + 面的整備型

2つの拠点施設（グッデイいきいきサポートセンター及び長久の家）を整備しつつ、5つのうちの1つでも機能を持つ既存の事業所等を「地域生活支援拠点の一角」と位置付け、面的にも整備する形態

2 緊急時の受入れ・対応

実際に機能するための仕組みが不十分

要協議

R元年度協議済

① 緊急の定義

② 各事業所・行政の役割

③ 事業所間の連携

④ 報酬体系の理解

イメージ

※令和2年8月時点

平成24年7月整備

障がい者拠点施設
グッデイいきいきサポートセンター
〔 相談支援 : 2事業所
短期入所 : 1事業所 〕

医療機関

平成28年6月整備

障がい者居住支援拠点施設
長久の家
〔 相談支援 : 1事業所
グループホーム : 1事業所 〕

面的整備

拠点施設以外の事業所
〔 相談支援 : 1事業所
グループホーム : 3事業所
短期入所 : 2事業所 等 〕

1 障がい種別による受入先の共通理解

優先順位1	身体・・・心和園 知的・・・いからしの里・あとむ 精神・・・ <u>桃梨園</u> ・あとむ 難病・・・心和園・あとむ	優先順位2	長久の家
-------	--	-------	------

2 事業所を越えての職員・設備の支援

法人間の垣根を越えて、職員や設備等の相互協力関係を築く など

⇒ 協定書の締結

課題1

3 対象者の事前登録制度

よりスムーズな受入れを目指し、リスクの高い対象者を抽出する

⇒ 基準の設定 事前登録作業

課題2

2 事業所間の連携における課題と対応

前頁区分	内容	詳細	方針
課題 1	派遣労働法との関係	<p>後方支援事業所が短期入所事業所へ職員応援を行う場合に派遣労働法に抵触するのではないかと</p> <p>(新潟労働局に相談) 派遣労働法に抵触する ↓ スキームの見直しが必要</p>	<p>後方支援事業所職員には「業務を自己の業務として（短期入所事業所）から独立して処理するもの」と定義し、できる限り独立した空間と特定の業務で切り出しができれば、業務委託契約（請負）として可能</p> <p>↓ 協定ではなく業務委託契約を締結する 当該事業所間で業務委託として切り出せる業務と空間について整理する</p>
課題 2	強度行動障がい児・者の基準	<p>基準としていた通りに抽出した場合、対象候補者が6人のみとなり、極端に少ない</p>	<p>対象候補者となる基準の緩和し対象者を40人まで広げる</p>
課題 2	障がい児の受入れ	<p>障がい児が短期入所を希望する場合、特に低年齢になるほど市内事業所では実績が乏しく、市外事業所を利用している</p>	<p>市内事業所（短期入所事業所及び長久の家）で受け入れるために、全ての利用者が安全に過ごせるスペースの工夫と障がい児の支援スキル習得のための取組を行う</p>
課題 2	虐待リスクの高い障がい者の受入れ	<p>登録時に受入先となる事業所を事前に通知する予定になるが、そうすることで養護者（虐待者）にも避難先が知られてしまい、分離する際の支障になる</p>	<p>決定通知の「受入事業所」欄は明確な表記としないように調整 見学等は養護者に知られないように実施</p>
課題 2	医療的ケア児・者の受入れ	<p>多くの場合、事業所では医療体制（看護師の配置）が整わないことから、受入れが現実的ではない</p> <p>(医療機関と意見交換) レスパイトとしての医療機関での受入れが有力</p>	<p>事業所での受入れが難しいことから、この事業の対象外とすることに見直し</p> <p>※三条ひめさゆりネットの活用と、サービス等利用計画が作成されている利用者の場合は、医療機関も支援機関として計画に位置付けるなど、緊急時の対応を事前に協議しておくように、担当相談支援専門員に働きかけ</p>

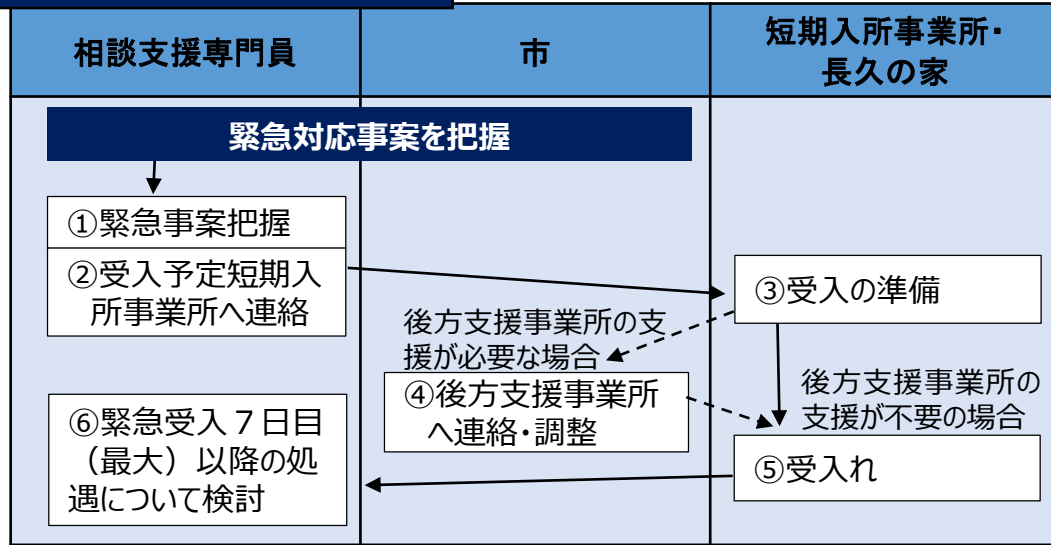
3 スケジュール

	該当関係者	7月	8月	9月	10月以降
協定関係	<ul style="list-style-type: none"> ・長久の家 ・短期入所事業所 ・市 		協定書を市から当該事業所に送付	協定書を締結	<div style="border: 2px solid gray; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【申請受付開始】</p> <p>運用開始</p> </div>
業務委託契約関係	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所事業あとむ ・(福) 青空福祉会 ・(福) ひめさゆり福祉会 	業務委託を請負う事業所の絞り込み	業務委託契約に関し、あとむは県へ指定変更届を提出 業務委託契約に関する当該事業所の意見交換	業務委託契約書を締結	
対象者事前登録関係	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所 ・市 		市は事前登録に必要な要領及び申請様式、リーフレットを完成させ、相談支援事業所に送付	対象候補者へ相談支援専門員から制度の説明と申請勧奨開始	※サービス未利用者は随時制度説明継続 ※サービス利用者はモニタリングや計画更新のタイミングで説明
対象候補者抽出関係	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所 ・市 	市から相談支援専門員に対象候補者リストを提供 相談支援専門員による対象者の最終抽出			
緊急時の相談窓口関係	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所 ・市 	相談支援事業所は緊急時の連絡先として夜間及び休日の連絡先を市へ報告・共有			

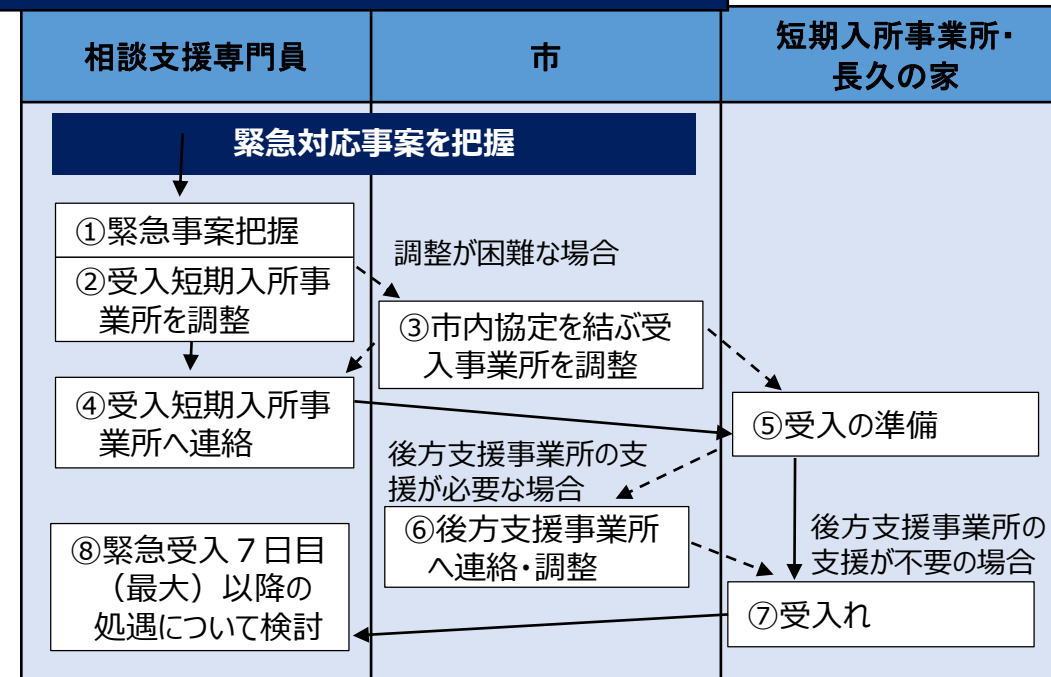
【参考】実際の緊急時の流れについて

※令和元年度第1回三条市地域自立支援協議会資料から再掲

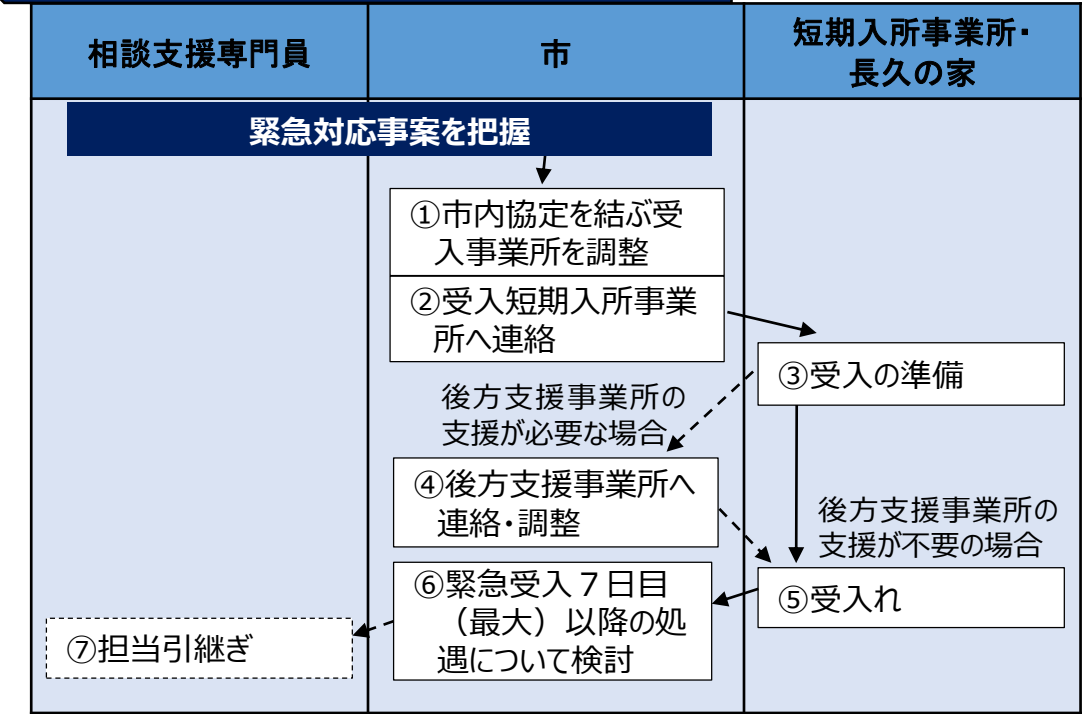
パターン1 事前登録あり



パターン2 事前登録なし・サービス利用あり



パターン3 事前登録なし・サービス利用なし



※受入れにあたって本人・家族との連絡窓口
 パターン1・2 = 相談支援専門員
 パターン3 = 市
 ※後方支援事業所の支援が必要な場合は市が調整をする
 ※緊急受入7日目(最大)以降の処遇の検討について、相談支援事業所と市が連携して行う